平成２２年（フ）第１７２号
福島県喜多方市塩川町五合字金森甲567番地
債務者　小林　昭弘
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島県耶麻郡猪苗代町字御三壇4144番地　五百苅住宅150号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字太田88番地２　秋山アパートＢ棟
債務者　増子真由美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
神奈川県秦野市ひばりケ丘５番27号グランデュールラークヒル201号
債務者　村野　幸男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９１号
神奈川県秦野市ひばりケ丘５番27号グランデュールラークヒル201号
債務者　村野久美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９０３号
神奈川県相模原市中央区清新２丁目７番16号エクセル清新105、破産手続申立時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津79番地の10　サンテラスサンコー202
債務者　中谷　恵子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９２３号
神奈川県小田原市久野2180番地の２　リードワン渡辺103号
債務者　田中　順一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３３号
神奈川県平塚市南豊田537番地の１　レジデンス平塚202号
債務者　小宮　明里（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１号
神奈川県平塚市宮松町２番４号
債務者　伊東　益生
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４号
神奈川県平塚市中原３丁目６番41号ＨＯＵＳＥ悠遊館202号
債務者　吉田　則忠（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋578番地の１
債務者　杉橋るみ子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４号
神奈川県小田原市中里190番地の１
債務者　服部　一彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８８号
新潟市中央区弁天橋通２丁目25番19号
債務者　吉田　正二
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
新潟県上越市北本町３丁目10番10号
債務者　小口　忠夫
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２１号
新潟県上越市栄町７番17号
債務者　町田　善久（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２２号
新潟県上越市港町１丁目12番８号
債務者　木本日出子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２４号
新潟県上越市大字子安531番地２　市営子安住宅１号棟111号
債務者　中山　真紀
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１３１号
新潟県上越市北本町４丁目３番14号
債務者　山岸　春美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
新潟地方裁判所高田支部